

謝金（日当）に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人群馬県理学療法士協会（以下「群馬県理学療法士協会」という）が支払う会議出席謝金、研修会等運営謝金、及び事務的作業等従事謝金（以下「日当」）について必要な事項を定めることを目的とする。

（日当対象者）

第2条 群馬県理学療法士協会の役員および会員の者を、この規程による謝金対象者とする。

（日当の対象となる会議）

第3条 日当の対象となる会議は、群馬県理学療法士協会が開催する会議、または、理事会及び理事が群馬県理学療法士協会の業務の遂行にとって必要もしくは有益であると判断し許可した会議（国内外を問わない）とする。

2 他団体主催で、主催団体の取り決めにより日当（謝金）が支払われる場合は、対象の会議としない。

3 他団体主催の場合は、主催団体依頼公文書等により会長が判断する。

（日当の対象となる研修会等）

第4条 日当の対象となる研修会等は、理事会及び理事が群馬県理学療法士協会の業務の遂行にとって必要もしくは有益であると判断し許可した研修会等（国内外を問わない）とする。

2 他団体主催で、主催団体の取り決めにより日当（謝金）が支払われる場合は、対象の研修会としない。

3 他団体主催の場合は、主催団体依頼公文書等により会長が判断する。

（日当の対象となる事務的作業等）

第5条 日当の対象となる事務的作業等は、群馬県理学療法士協会の事業運営において担当理事が必要と認める作業で、主に以下のものを指す。

- 1 議事録等の書類作成
- 2 情報配信やホームページの更新等に係る作業
- 3 講師・業者との打ち合わせ
- 4 広報活動としての取材
- 5 会場の下見
- 6 その他

（会議出席謝金、研修会等運営謝金、及び事務的作業等従事謝金）

第6条 第3条に定める会議に出席した第2条に定める日当対象者、第4条に定める研修会等運営・参加を行った第2条に定める日当対象者、及び第5条に定める事務的作業等に従事した第2条に定める日当対象者に、対価として日当を支払うことができる。

(会議出席謝金及び研修会等運営謝金の金額)

第7条 日当は、1日当たり1時間未満の場合は支給しない。1時間以上2.5時間未満の場合は2,000円、2.5時間以上4時間未満の場合は3,000円、4時間以上の場合は4,000円とする。

2 同一日の複数事業は時間を合算して日当を支給する。

3 理事の過半数の合意があった場合に限り、同条1項の日当の金額を増減額することができる。

(事務的作業等従事謝金の金額)

第8条 担当理事が指示した場合に限り、1時間単位1,000円とし、1日の上限を4,000円とする。

2 1時間未満の場合は支給しない。

3 理事の過半数の合意があった場合に限り、同条1項の日当の金額を増減額することができる。

(支払い方法)

第9条 当該年度事業の支給対象事業で請求されたものについて、9月末日と3月末日に指定の口座に振り込む。

2 事業の締め等の理由により、振り込みが必要な場合は、事業責任者（担当理事・学会長・委員長等）は年度途中での振り込みを希望することができる。

(改正)

第10条 この規程の改正は理事会にて行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めのない事項については、理事会に諮って別に定める。

附則

1. この規程は、平成30年4月1日に遡って適用する。
2. この規程は、平成30年5月21日に一部改正し、平成30年4月1日に遡って適用する。
3. この規程は、一部改正し、平成31年4月1日より適用する。
4. この規程は、令和元年5月20日に一部改正し、令和2年4月1日より適用する。
5. この規程は、令和4年11月28日に一部修正し、令和5年4月1日より適用する。
6. この規程は、令和8年10月7日より一部改正により施行する。